

広報 おおづまち

1974-5



人口の動き

出生数	27
死亡数	16
転入数	104
転出数	318
世帯数	4,736
男	8,901
女	9,861
人口	18,762

(3月末)

はじめての二階建町営住宅……西岳団地

春の交通安全運動終る

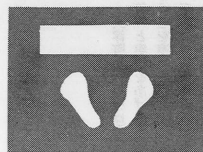
一時停止 信号無視が増加

新入学、入園の子どもの連交交通事故から守ることを目標に運動を展開しましたが皆様のご協力で大津町からは、一人の犠牲者も出ませんでした。
大津警察署の調べでは交通安全期間中は事故も違反も減少していましたが最近違反が増加しているとの事です。
とくに一時停止違反、信号無視が増えています。
一時停止は運転者の基本の姿勢であることを忘れず、必ず実行しましょう。

「白線」「足あと」の所では

一旦止つて確めて

皆様もお気づきの事と思いますが旧五七号線、陣内地区の道路に面した家の前に白線と足あとが引いてあります。これは交通安全協会、交通安全母の会の人達が飛び出し防止のために一生懸命に引いたものです。
子供さんばかりでなく、買物のお客さん、おとしより、とくにお母さん方白線の所で一旦とまつて左右をたしかめて道路に出て下さい。



農業共済事業は…五月から町で実施

これまで農業共済事業は組合によつて運営されてきましたが農政事情の変化と組合運営の都合もあり、さきに町に対して共済事業の移譲申出があつて議会の特別委員会で審議の結果五月一日から農業共済事業はすべて町で実施することになりました。

農業共済事業は農業災害補償法に基づき水陸稲、麦、蚕、家畜の災害保険を実施して農業経営の円滑化をはかるもので全国の市町村で公営又は組合により実施されるのです。

これまでの共済組合が大津町農業共済と名称がかわり組合の廃止によつて組合員は加入者になり事業そのものは引継がれることになりました。

事業運営については加入者のご協力をお願いします。

改正の主な点

- (一)経済課に農業共済係が新設されます
- (二)組合より九名(家畜診療所を含む)の職員が町に引継がれます
- (三)事務費の賦課金を引下げます
- 水稲 二五%減額(昭和四十九年陸稲 二三%々々
麦 三三%々々

(四)家畜診療所は従来どおり業務は町で行ないます

(五)農業共済事業運営協議会委員

大村 護 吉良茂雄
本田正則 岡本定勝
中村福巳 木村市郎

(六)損害評価委員

中尾 仁 岩坂 西本俊信 中島
今村逸男 上中 川上 芳 瀬田
中無田忠臣 平川 森 菊池市
岩下光喜 新



たれ流しはやめましょう

環境を清潔に

最近牛豚鶏等飼育に関する公害苦情の申し立てが続出しておりますが家畜人種の飼育にあたっては法により次のような規制をしています。

- (1)河川その他農業用水等へ投棄禁止
たれ流しは絶対いけません。
- (2)悪臭発散防止 清掃に心がける
- (3)ハエ、蚊等の害虫発生防止
消毒を忘れずに
- (4)田畑還元は発酵処理・堆肥又は糞尿を一定期間腐熟させてから
- (5)豚房五〇㎡(約一五坪)、牛房二〇〇㎡(約六〇坪)以上の施設は設置届が必要で、
- (6)鶏子期限が過ぎましたので未届の方は早急に届をして下さい。

これらの法律は家畜等の生息や汚での排出を規制するものではありません
廃棄物(牛、豚、馬、山羊、鶏等の糞尿及び死体)の適正な処理をすることによって、生活環境を清潔にして公衆衛生の向上を図ることが目的です。
皆さんの御理解と御協力をお願いします。

届出等詳しいことは衛生係にお問ひ合せ下さい。
尚愛犬は繫留願います

印紙税がかわりました

領収証などには印紙の金額が、五月一日からかわりました
 変った点

- 領収証には印紙は、今まで一律に二十円でしたが、今後は、売上代金の領収証については、売上金額に応じて印紙の金額がかわつてきます。
- 例えば、五〇万円以下 五円
 五〇万円を超え一〇〇万円以下 一〇〇円
 一〇〇万円を超え二〇〇万円以下 二〇〇円
 一億円をこえるもの 二万円
- (1)営業に關係のない領収証は、今までと同じように印紙はいりません。
 (2)営業に關係している領収証で印紙を

特別土地保有税と申告

特別土地保有税は昨年九月市町村税として創設されました。

- (1)特別土地保有税は、土地（昭和四十四年一月一日以降基準面積以上取得「買はれた」されたものに限る）所有者に課せられます。
- (2)特別土地保有税は、土地の取得（昭和四十八年七月一日以後の取得「買はれた」に限る取得者に課せられます）
- (3)(1)の者に対し、土地所在の市町村において、土地の所有者又は取得に課せられます。
- (4)基準面積（大津町においては、一万平方メートル（二町歩）

(5)徴収については、申告納付の方法によるものであり、(1)の人は昭和四十九年一月一日現在において基準面積以上の土地を所有する者で五月三十一日まで申告納付が必要です。

(2)に該当する人は一月一日又は七月一日前一年以内に基準面積以上の土

はなくてもよいのは、今まで一万円未満となつていましたが、今後は三万円未満になりました。

- (3)預貯金証書、委任状、貸借契約書、商品売買契約書など今まで一律に二〇円の印紙があつたものが五〇円になりました。
- (4)金銭の受取通帳や家賃通帳などの印紙は今まで四〇円でしたが、今後は一〇〇円になりました。
- (5)五月一日現在（使用中の通帳や取引帳の印紙はそのまま）で結構です。これから新しくくるものや付け始めて一年を過ぎた時には改正後の印紙をはってください。

地を取得した者の取得に対して課するもの、それぞれその年の二月末日又は八月末日まで申告の納期限です。

(6)国や地方公共団体の取得や所有、相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転、農林経営規模拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供される土地等は非課税です。

(7)課税標準は土地の取得価額、税率は土地の所有(1)の部分の百分の一、四土地の取得(2)の部分は百分の三

(8)詳細については早目に税務課におたづね下さい。

国民年金保険料

申請免除

申請免除とは、一定の所得限度額以下及び資産の限度等によって各人異りますが、「本年度分は四月より来年三月まで」とどうしても払えない、又は払うことが苦しい」と思う人が、印かん持参の上役場経由で届出して社会保険事務所の審査を受け適正な人が免除される仕組みになっています。

免除申請したから将来この分には納入しなくてもよいと云うのではなく、十年以内にその当時の金額で納入すればよいと云ふことです。

若しきちんと納入もせず、申請免除の手続もしないでいると、その年度分は二ヶ年を過ぎると時効となります。このような人が大勢いると大津町の検認率、納入実績が下がり、町が大きな事業、学校の新築、道路や橋の建設をするとき政府（起債（借金）申請しても貸さないこととなり、地元の負担金が多くなつて他の住民に迷惑をかけることとなります。

●申請免除の受付期間は毎年五月中旬より五月末日まで実施しておりますが、仕事の都合で来られない人は他入でござい。です。から忘れずにおいで下さい。

自治功勞受彰 石崎日出男氏
 このほど全国町村議会議長会定期総会に於いて受彰されました
 議事事務局

固定資産評価審査委員会

田上豊人氏（大津）

三月十七日任期満了により、三月定例議会会で再任されました

取草など道路にすてないで
 田畑の除草作業の時期になりま
 す。取草やビニールの不用品等
 は道路に捨ないようにしましょう

創立十周年を迎えた若草児童学園

昭和十九年四月一日学園誕生以来
本年で満十年を迎えることになりました。
この間卒園生も七十五名を数え、社
会に出て立派に活躍して居ります。
これも備前に皆様のおかげで、支
援の賜ものであり深く感謝申し上げます。
なお四月一日来賓多数をお迎えして記
念式典が挙行され、永年児童補習向上
のため協力いただいた引水老人会様
荒木等様、大津、竹下ミヨ様陣内に

町長より感謝状と記念品が贈られま
した。

つづいて記念運動会が催され、来賓、
児童、父兄、職員と一語になつて走り
廻り子供たちも大喜び楽しい一日をす
こすことが出来た。

当日は三共スーパーのフラッシュ
リコ様からお菓子六十袋、斉藤金物店
様から賞品多数の寄贈がありました
厚く御礼申し上げます。

100,000円

K 岡本商店より寄附

昨年末室三郎松地区に工場を建設さ
れました。K 岡本商店より寄附があ
りました。

同社は市内川尻町に本社が在り、資本
金八百万円、石油関係の会社で先に進
出されました協立、不二両会社で使用
している鉄筋関係の仕事がされること
になり現在従業員約二十名で将来は約
五十名程度の会社となる見込みです。
同社では大津工場開設にあたり時節柄
披露の費用を節約して町に寄付をされ
たものです。

身障者相談日

毎月一五日(日曜、祝日の場合は一四
日)

場所 老人憩の家

●就職技能修得、結婚、医療、補装具
申請等生活全般より相談に応じます

行政相談

五月十四日 町民相談室

五月二十四日 老人憩の家

人権相談

五月二十二日 町民相談室

時間は何れも午前十時から
午後三時まで

社協一般寄附金

社会福祉に

10,000円 楽善酒店家入弥吉殿
父母のダイヤモンド婚の御礼
30,000円 サレゾボリス市長 魚野正
殿 訪日記念
10,000円 在宮城県 坂本東虎殿
結婚記念
12,500円 山鹿市 大和恵見殿
浪曲講演会売上げの中

香典返し

10,000円 真木 三浦ツル子殿
亡長男康徳殿
10,000円 真木 吉良 義一殿
亡父 弥栄殿
5,000円 真木 崎山 清賢殿
亡妻 てる代殿
20,000円 室 今村 幸雄殿
亡父 松殿
10,000円 大林 上田 国光殿
亡父 源次殿
20,000円 内牧 阪田 政近殿
亡母 ミチ殿
5,000円 吹田 本田 政敏殿
亡父 松吉殿
20,000円 御所原 矢野 玉男殿
亡母 ナツメ殿

オギヤー献金

2,000円 引水 源川 良二殿
1,000円 杉水 安永 博昭殿
2,000円 立石住宅 坂本寿二殿
2,000円 引水 宮崎 司殿
1,000円 大津 杉永 幸人殿

心配ごと相談日

毎週火曜日 無料

十四日 二日 二八日

老人憩の家休湯日

二十日(月)

毎週日曜日は定例休館

●老人ホーム慰問

本町大塚呉服店様寄贈鏡一

本町二丁目石崎日出男様鏡一

岩坂婦人会会長矢野サカエ様外二名見
舞金三〇〇〇円

富石坂アイ子様あんまん五〇ケ、肉ま
ん五〇ケ

延岡市中ノ瀬 中山盛様

寄付金一〇、〇〇〇円

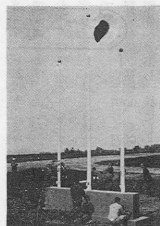
引水婦人会会長源川幸子様外七名卯四
K、カステラ三、二K 梅干一K、

踊り

室四五五下組袋小路婦人会代表清水佐
和子様慰問金五、〇〇〇円

合志町松岡富広、寺本豊子御両名様結
婚式の披露宴に御参列の皆様より慰
問金一三、〇一七円

一町民匿名者慰問金五〇〇円



全日空より掲揚台寄贈

町営グラウンドに全日空より掲揚台の寄贈をうけました。

三本ポールに掲揚台、国旗、町旗、団体旗などを同時に掲揚できる見事なものです。

高令者学級

ことしも五月二十日から

ただいま高令者教室の学級生を新しく募っています。申込書は各老人クラブへ配ってありますが、公民館へ直接申込みになっても結構です。

総合学習は毎月二十日 午前十時
グループ学習は毎月一回
グループ学習の催目はただいま検討しています。

申込締切は五月二十日まで

野外研 会員を募る

野外活動のリーダーとなっていたために組織です。いよいよシーズンに入り、キャンプ研、月例研などの他、子ども会活動の指導など、たくさん行事に参加していただきます。同好の方々の参加をお待ちします。中央公民館までお電話下さい。

町営グラウンド いたすらはやめましょう

單車、自転車、練習、散水栓の開き、放ち、穴掘りなどなど、いたすらがたえません。グラウンドで遊ぶことはいいのですが、いたすらはやめて楽しく遊ぶようにしたいものです。

同和教育

学校における同和教育 №4

同和教育とは、基本的人権尊重の精神にもとづいて、差別をしない、差別を許さない差別に打ちかつ人間づくりをめざす教育であり、民主教育の原点ともいえるべきものです。同和教育は、人権に対しての自覚を高め、差別には種々の側面と分野をもつていままはしめに学校教育については、部落の児童、生徒に対しては、差別にたかえる心身両面におたる力をつけること、子どもに必要であり、それを育てるとともに、基礎学力を高めることがなによりも必要であります。そのためには、学校の諸施設をはじめとする教育環境の整備が要望されます。さらに進学、就職など進路の保障に力

が注がなければなりません。教育環境の整備、進路保障などの必要は、部落外の児童、生徒に対しても同様ですが、とくに部落外の子どもに対しては、差別の不合理を認識し、差別をしない、差別を許さない立場を貫きうる認識と能力を育てていかなければならないのです。その意味で、同和教育は校下に部落をもつ学校だけを対象とするものではありません。

部落差別が心理的にも実態的にも厳に実在している社会では、部落を对象とする教育だけをいって差別はなくなりません。同和教育は「部落に対する、部落のための教育だ」というのは誤りです。むしろ差別がわかに立つところの校下に部落をもたない学校における同和教育こそ、いっそう肝要なのです。「子どもたちはとも知らなく純真なもんだ、同和教育などすることにかえって殺た子を起すことになるか

ら、それはよいなことだ」という意見がよく出されます。しかし現在の差別する大人たちは、かつてはいずれも何も知らない純真な子どもたちだったのです。むしろ正しい同和教育が行なわれなかつたからこそ、差別の偏見をもった大人に成長したのです。

もちろん部落のなかにも「寝た子を起さなくてくれ、そつとしておいてほしい」という人びともあります。その願いはまことに切実で、しかしその言葉のうらには、長年の差別の苦しみと差別社会への不信、それとらにはるの解放を願う祈りがけきばなまっています。これまでの中途半端な部落問題のとりあげたは、かえって差別を拡大するなら、本気で徹底して正しくやつてほしいという願いがこめられていたのです。それに便乗して、外から寝た子を起す必要があるという言葉がはかれることは、結果においては差別を肯定し、差別を温存助長することになるのです。これまで、部落問題をそつとしておいても、差別はすこしもなくならなかつたのです。また自分は差別する気持はない、差別はしていないといつても、部落の差別されるような状態が続くかぎり、意識するしないにかかわらず、差別を温存する立場にたたされざるをえないといつてよいでしょう。同和教育は義務教育の段階だけのことでありません。高校、大学においても、部落差別の現実と、そのよってきたる原因についての科学的認識を高め、差別と対決する意識と姿勢を養うことが必要であることはいうまでもありません。人間形成の重要な第一階梯とされる乳幼児段階においても、民主的な仲間づくりのために、同

和保育を導入することが、さきん強く要望されるに至っています。